

第5回教育委員会会議

令和5年4月25日
午後3時00分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第11号

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する
第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について

「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和3年大人事人第144号に関する部会」報告書について

1 事案の概要等

(1) 事案概要

令和3年1月14日、大阪市立中学校1年生在籍の男子生徒がクラスの生徒から暴言を受けたことを原因として、不登校になるという事案が発生する。

以上のような状況から、「重大事態」として、令和3年3月2日、市長への報告を行った。

(2) 経過

令和3年9月27日、第1回部会開催。(部会による調査審議20回開催)

令和5年3月22日、調査報告書手交。

2 調査報告書の内容

(1) いじめと認定した事実

①関係生徒12名による、「きしょい」「どっか行って」「近寄らんといて」「黙れ」「死ね」等のほぼ毎日の暴言について、それ以外に、当該生徒本人が通常苦痛を感じるような関係生徒の発言をいじめと認定する。

(2) 不登校に至る経過

①当該生徒は、小学校6年時に障がい者手帳(障がい等級3級)を交付されていて、特別支援学級には在籍していないが、発達上の特性が見られた。

②日常の生徒間トラブルにおいて、当該生徒から迷惑を受けていると感じる周りの生徒らが、当該生徒に対してやめてという気持ちから、否定的な言葉を投げかけ、それが当該生徒を排除する流れになり、いじめに発展していった。

③いじめに至る前段階としての生徒間トラブルにおいて、当該生徒が起因となることもあり、教員による指導において、当該生徒への注意に終わるような雰囲気も見られた。

④当該生徒は、学級集団の中での自身への否定的な評価から、自分の居場所がないと感じ、不登校に至ったと推察できる。

(3) 学校の対応について

①中学校入学時の小学校からの当該生徒に関する引き継ぎ事項では、保護者対応に関する情報が先行し、当該生徒本人について発達上の特性が見られたのに、特別支援教育の観点からの検討がなされていなかった。

②いじめに至る前段階としての生徒間トラブルでの指導において、発達上の特性を踏まえた指導方針を組織的に検討することがなかった。

③事案発生後は、校長主導の下、いじめ対策委員会の開催等による情報共有や共通理解を図りながら組織的対応を進め、当該生徒は2年生2学期には不登校を解消できた。

3 第三者委員会からの提言

- (1) 各小中学校においては特別支援学級在籍でない児童生徒の特性についても把握に努め、本事案のように保護者からの情報提供があった場合、管理職をはじめ教職員は、特別支援教育コーディネーターを中心として、特別支援教育の要否の検討、保護者との相談をするように努めるべきである。
小学校から中学校への申し送りに際して、市教委は、特別支援教育の必要性がある児童についての申し送りに留意するように周知すべきである。
- (2) 各小中学校においては、いじめ予防の指導にあたっては、発達上の特性の理解を踏まえ、かつ組織的に検討・対応することが必要である。
- (3) 本事案で当該生徒が登校再開できたことは、今後の当該校のみならず、各小中学校での参考となるものであり、市教委としても好事例として適切に紹介することが望ましい。

大阪市立中学校生徒のいじめ申立に関する
調査報告書

令和5年3月22日

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
令和3年大人事人第144号に関する部会

もくじ

	ページ
第 1 章 事案の発生と部会の編成及び諮問事項	1
第 1 事案の発生と第 144 号部会の編成及び諮問事項	1
第 2 部会の開催と調査の実施	2
第 2 章 当該校の概要	4
第 1 当該校の概要	4
第 2 当該校のいじめ対策組織の構成	4
第 3 当該校でのいじめの認識	5
第 3 章 本事案の事実経過	7
第 1 当該校入学前	7
第 2 小学校からの連絡・学級編成についての協議	8
第 3 当該校入学後（当該生徒 1 年生 1 学期）	9
第 4 当該生徒 1 年生 2 学期	1 1
第 5 当該生徒 1 年生 3 学期	1 4
第 6 不登校とその後の状況	1 4
第 7 当該生徒 2 年生 1 学期	2 0
第 8 当該生徒 2 年生 2 学期	2 2
第 9 当該生徒 2 年生 3 学期	2 4
第 1 0 不登校の解消	2 4
第 4 章 いじめと考えられる事実	2 7
第 5 章 学校対応の問題点	2 9
第 1 本人の特性について	2 9
第 2 不登校前の学校対応	3 0
第 3 不登校後の学校対応	3 1
第 4 学校対応の課題	3 2

第6章 提言	4 0
第1 小学校から中学校への情報提供	4 0
第2 いじめ予防について	4 0
第3 事案発生後の学校の対応について	4 1

第1章 事案の発生と部会の編成及び諮問事項

第1 事案の発生と第144号部会の編成及び諮問事項

大阪市立中学校（以下「当該校」という。）1年生（令和2年度当時）在籍の男子生徒（以下「当該生徒」という。）がクラスの生徒から暴言を受けたことを原因として、不登校になるという事案が発生した（以下「本事案」という。）。

令和3年1月14日、当該校が、当該生徒の父（以下「父」という。）から当該生徒が学校に行きたがらない旨の連絡を受け、関係生徒からの聴き取りを実施したところ、本事案に関して、12名の生徒の関与が発覚した。

当該生徒は本事案発生以降欠席が続き、同年3月2日、大阪市教育局（以下「市教委」という。）が本事案をいじめ重大事態として市長に報告し、同年4月12日、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）による初動調査が開始された。

同年5月7日、当該生徒及び保護者が第三者委員会による詳細調査の実施を希望され、同年9月8日、市長から本事案に関する調査審議について諮問があり、「令和3年大人事人第144号に関する部会」（以下「当部会」という。）が設置された。本事案発生から当部会設置までの経過の概要は次のとおりである。

令和3年	1月14日	本事案の発生
	3月2日	市教委が本事案をいじめ重大事態として市長へ報告
	4月12日	第三者委員会による初動調査が開始
	5月7日	当該生徒及び保護者が第三者委員会による詳細調査の実施を希望
	5月11日	第三者委員会による初動調査が終了
	9月8日	市長から、第三者委員会委員長あてに本事案に関する調査審議について諮問 諮問事項は以下のとおり (1) 本件事案に係る事実関係の調査 (2) 本件事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析 (3) 調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討 同日、第三者委員会委員長により、当部会を設置並びに、部会委員及び部会長を指名
	9月27日	当部会第1回会議の開催

第2 部会の開催と調査の実施

1 部会の構成

当部会の構成は以下のとおりである。

令和3年9月27日、当部会第1回会議において、部会長より部会長代理を指名した。

令和3年大人事人第144号に関する部会		
部会長	藤木 邦顕	弁護士
部会長代理	山下 晃一	教育専門家 神戸大学 教授
委員	岸本 由起子	弁護士
委員	古川 知子	臨床心理士 神戸親和女子大学 教授

同年10月22日、部会委員に加えて、本事案に関する調査を行うため、市長より以下の専門委員（調査員）1名が委嘱された。

専門委員	田中 優子	臨床心理士
------	-------	-------

2 部会会議の開催状況

上記令和3年9月27日の第1回会議の後、以下の会議を開催した。

- ・第2回会議 令和3年10月25日（月） 18時25分～
- ・第3回会議 令和3年11月15日（月） 16時25分～
- ・第4回会議 令和3年12月20日（月） 15時～
- ・第5回会議 令和4年1月11日（火） 17時～
- ・第6回会議 令和4年1月25日（火） 17時～
- ・第7回会議 令和4年2月8日（火） 15時～
- ・第8回会議 令和4年3月9日（水） 17時55分～
- ・第9回会議 令和4年3月30日（水） 18時～
- ・第10回会議 令和4年4月19日（火） 18時～
- ・第11回会議 令和4年5月10日（火） 17時～
- ・第12回会議 令和4年6月13日（月） 17時～
- ・第13回会議 令和4年7月8日（金） 17時～
- ・第14回会議 令和4年8月3日（水） 17時～
- ・第15回会議 令和4年9月7日（水） 13時～
- ・第16回会議 令和4年9月27日（火） 17時～

- ・第17回会議 令和4年10月31日（月） 16時55分～
- ・第18回会議 令和4年11月18日（金） 13時～
- ・第19回会議 令和4年12月20日（火） 17時～
- ・第20回会議 令和5年1月31日（火） 17時～

3 部会による調査の実施

(1) 資料提供

以下の資料提供を受け、当部会委員が個別に検討する他、会議の機会に閲覧した。

- ・市教委提供資料（当該校における調査の実施結果及び市教委・当該校の保管する関係書類）
- ・その他当部会あてに提供のあった資料

(2) 聴き取り調査（教職員等）

当該生徒在籍時（小学校在籍時も含む）の教職員等について、当部会委員・専門委員が分担して聴き取りを行った。

- ・第1回目（対象者6名） 令和3年10月11日（月）
- ・第2回目（対象者7名） 令和3年12月27日（月）
- ・第3回目（対象者3名） 令和3年12月28日（火）
- ・第4回目（対象者6名） 令和4年6月28日（火）
- ・第5回目（対象者3名） 令和4年7月11日（月）

(3) 聴き取り調査（当該生徒・保護者）

当該生徒から事実関係等の聴き取り、父・当該生徒の母（以下「母」という。）から、家庭での様子・行動等のほか、当該校の対応等について聴き取りを行った。

- ・当該生徒の聴き取り 令和3年11月16日（火）
- ・父の聴き取り 令和4年4月25日（月）
- ・母の聴き取り 令和4年6月6日（月）

4 注意点

第三者委員会による調査と報告の目的は、あくまでも諮問事項に答えることにあり、加害生徒、当該校在籍教員個人や大阪市への法的責任を判断するものではない。

第2章 当該校の概要

第1 当該校の概要

当該校校区は、校区内に駅がある公共交通機関が都心に直結しており、交通が便利なため、住宅の多い地域である。なお、当該校校区には、3小学校がある。本事案が発生した令和2年度当時、当該校の全生徒数は約600名で、実働教員数は校長1名、教頭1名、養護教諭1名、その他45名であった。なお、令和2年度特別支援学級は生徒数約30名、教員8名であるが、原学級保障¹が主流となっているため、ほとんどの特別支援学級在籍生徒は、特別支援学級ではなく通常学級で教育を受けている。通常学級に特別支援学級担当教員が入り込みで指導をするが、すべての授業に入ることができるわけではない。また、特別支援学級生だけに指導をするのではなく、特別支援学級生だけが目立つことのないように通常学級全体を対象としており、特別支援学級在籍を公表していない生徒が、約半数である。

第2 当該校のいじめ対策組織の構成

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第22条は、学校にいじめ対策組織を設置し、いじめ問題を扱うことを求めている。

当該校では、「学校いじめ防止基本方針（以下「当該校基本方針」という。）」を作成し、平成31年及び令和4年に一部改訂している。当該校でのいじめ問題に取り組むための校内組織として、「いじめ防止委員会」と「いじめ対策委員会」がある。「いじめ防止委員会」は、運営委員会（構成：校長・教頭・生徒指導主事・生活指導部長・教務主任・人権教育主担・保健主事・学年主任）終了後、運営委員会のメンバーによって開催してきたと聴取したが、議事録は無い（運営委員会は、概ね月1回開催されているが、令和2年度の8月、11月、3月は開催されていない。）。聴取では、議事録が無い理由は、特に検討すべきいじめ案件が無かったからとのことであった。しかし、「いじめ防止委員会」の役割として、「いじめ等の問題について情報をチェックすること」があり、「生徒対象いじめアンケート調査」、「教育相談」、「保護者対象アンケート調査」、「保護者懇談会」が実施されているにも関わらず、特に検討すべきことがなかったとは考えにくい。「いじめ防止委員会」において、「生徒対象いじめアンケート調査」、「教育相談」、「保護者対象アンケート調査」、「保護者懇談会」等の情報をいじめ防止の観点からチェックすることは、学校内のいじめ防止意識を低下させないために重要であると考ええる。

¹ 「原学級保障」とは、障害のある子どもとない子どもが通常学級で共に学ぶ統合教育実践を指す。

また、「いじめ対策委員会」は、当該校基本方針において、「いじめ事案の早期解決のため、あらゆる取組を迅速に実施し、その解決にあたる」となっているが、「いじめ発見の際の流れ」において、「いじめ防止対策委員会」という名称で記載されており、齟齬がある。「いじめ対策委員会」であっても「いじめ防止対策委員会」であっても、令和2年度当時、当該校の組織規程及び校務分掌にその設置に関する記載はない。

第3 当該校でのいじめの認識

1 いじめ認知件数と解決件数

当該校における令和2年度はいじめ認知件数は3件、いじめ解消件数は2件、解消に向けて取組中は1件となっている。令和3年度は、いじめ認知件数1件、いじめ解消件数0件、解消に向けて取組中1件である。大阪市の令和2年度いじめ認知件数は、中学校におけるいじめ認知件数959件、認知した中学校数129校となっており、認知した中学校1校あたりの平均は7.4件となる。当該校は、比較的生徒数が多いことから考えても、当該校はいじめ認知件数は、明らかに少ない。このことは、いじめを発見できていない、あるいはいじめと認識する意識が低いことを示唆していると言える。なお、当該校において、どのようないじめをどのように解消したかは不明である。

2 いじめ防止基本指針

当該校基本方針において、「いじめ」を単なる生徒間の問題としてとらえないで、「いじめ」はどの学校、どの学級にも存在している行為であると考えることが必要である」としているにもかかわらず、聴取によると、当該生徒は、他生徒に「ちょっかいをかける」生徒であり、生徒間のもめごととは「ちょっかいかけあい」であり、当該校生徒が当該生徒から「いろいろやられている」という認識に留まっており、それがいじめに発展する可能性を検討できているとは言えない。これは、当該校基本方針における「本校の基本方針のポイント²」（なお、このポイントは当該校の生活指導マニュアルからの引用である）にあげられている「いじめられている生徒

² 当該校「学校いじめ防止基本方針」の「2. 本校の基本方針のポイント」より抜粋

- ◎ いじめられている生徒の発見に努め、その生徒の立場に立って密着した観察や指導を行う
- ◎ いじめられている生徒が、どれだけ辛いのか相手の立場に立つことを他の生徒に訴え教える
- ◎ 担任だけでなく、学年主任・生徒指導主事・教頭・校長も学校をあげて解決にあたる
- ◎ 生徒と保護者の相談は根気よく何度も行う
- ◎ いじめている生徒は、家庭や家庭生活で不満を持っている場合が多いので、その悩みをよく聞き、指導する
- ◎ 学校行事、生徒会、部活動において、いたわりや思いやり、優しさや自分を抑える自立心、忍耐力などを教える

の発見に努め、その生徒の立場に立って密着した観察や指導を行う。」ことがなされたとは言えない。また、他生徒に「ちょっかいをかける」ことを、当該生徒本人だけの問題と考えており、ポイントにある「いじめている生徒は、家庭や家庭生活で不満を持っている場合が多いので、その悩みをよく聞き、指導する」ことを怠っていた可能性がある。

当該生徒の保護者は、それぞれ入退院をしていたことがあり、令和2年9月には両親が共に6日間入院している。保護者に病気があり、ましてや両親共入院があるとなると、子どもに不安が生じるとともに、家事の負担等がいき、子どもに影響が出ることが考えられる。最近では、大阪市でも本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行い負担になっている子どもが存在し、「ヤングケアラー³」として支援・ケアする必要があるとされているが、当該校は、当該生徒が保護者の入退院という家庭事情から「ヤングケアラー」となっていないか、学校生活の支障が出ていないかなどについての配慮が弱かったと言える。

また、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す当該校の基本方針のポイントとして「必要に応じて、所轄警察署・主任児童員・こども相談センター・子育て支援室（区役所）等との連携を重要視する」があげられている。本事案について、他機関との連携は一定行われたが、いじめ問題と結び付けて十分検討されたとは言い難い。病気により養育機能を十分に発揮できない保護者並びにその子どもへの支援を、いじめ問題とも結びつけて、他機関と連携し多面的に検討することが、いじめの早期発見、早期解決につながった可能性があると考ええる。

³ 大阪市立中学校128校の1年生～3年生51,912名を対象とした「ヤングケアラー実態調査報告書（家庭生活と学校生活に関する調査）」が、令和4年7月に出されている。

その報告書の内容を一部抜粋すると、ヤングケアラーの存在割合は約9.1%あった。ケアの内容は、「話し相手」が最も多く、「見守り」、「年下のきょうだいの世話、遊び相手」、「家事」と続いている。ケアの頻度は「毎日」が最も多く約4割で、「週4.5日」と合わせるとほぼ毎日と回答した者が約5割になった。

第3章 本事案の事実経過

第1 当該校入学前

- 1 当該生徒は、大阪市内の小学校に学校選択枠で入学し、5年生から別の小学校に転校した（以下転校先小学校を「卒業小学校」という。）

入学時に大阪市内の小学校を選んだ理由は、母によると「IT関係も進んでいるので魅力的でよいと思った。」とのことであった。

卒業小学校に転校した理由は、母によると「授業のやり方で、先生と保護者の意見が合わなかった、当該生徒の年上のきょうだいがいじめられていた」などのことであるが、父によると、「当該生徒が上の学年の子からいじめられる、年上のきょうだいの方にもクレームが来る、『お前の弟何とかせえや』みたいな感じで言われる、1週間に1回くらい学校から保護者が呼び出される」などのことであった。なお、父によると、当該生徒が4年生のとき、卒業小学校への転校を希望したが、1か月くらい転校が認められず、その間、当該生徒は学校に行けなかったとのことであった。

本市の「大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則」（以下「学校の指定に関する規則」という。）によると、《第5条第2項》において、「市内に住所を有する就学予定者の保護者は施設一体型小中一貫校を学校選択することができる」旨定めているので、当該生徒の保護者は当該生徒の小学校入学時に大阪市内の小学校を選択し、区長は《第8条第2項》に基づき、同校を当該生徒の就学校として指定したと思われる。当該生徒が小学4年生のとき、当該生徒の保護者は卒業小学校への転校を申し立てたが、就学校の指定を変更（以下「指定校変更」という。）するためには「学校の指定に関する規則」《第13条》に定める事項（以下「転校許可事由」という。）に該当することが必要であり、すぐには、転校が認められなかったものと思われる。小学5年生から卒業小学校に指定校変更がされたが、転校許可事由の該当性の詳細については明らかにはならなかった。

- 2 卒業小学校での様子

6年生進級時の引継ぎでは、家庭との関係、当該生徒は友達とのコミュニケーションをとるのが難しいとのことであった。また、林間学校には行けていなかったとのことであった。

後述の当該生徒が女子更衣室をのぞいたという事実は、当時の卒業小学校の教職員からの聴き取りをした範囲では出てこなかった。

令和元（2019）年当該生徒が6年生のときの給食に関してのトラブルは、下記のとおりである。

5月23日、給食のおかわりで、当該生徒の口元についていたみそ汁のワカメが食缶の中に入ったとして、当時の同級生が「もうおかわりでけへ

んやん」と言い、周りの子も「おかわりできない」と言った。この件について、父がいじめである、学校には行かせられないと言って、1週間くらい当該生徒を休ませた。発言した児童とその母親、卒業小学校の教頭・担任らで、自宅まで謝罪に行った。

6月11日午前中の休み時間に、廊下で、当該生徒がヨーグルトの容器でタワーを作っていた。それを他の児童がボーリングのようにしてカップを倒し、他の児童らもじゃれあって、最後に当該生徒がじゃれあっていた児童を押して、押された児童が別の児童にぶつかり、ぶつかられた児童が後頭部を打って怪我をした。

当該生徒は、算数、国語ができる方でもないが、できないこともない。幼いところもあるが、卒業小学校では特別支援の必要性を感じるほどではなかったとの判断であった。

卒業小学校での授業について父が教員を2人体制にすることを求め、卒業まで当該生徒に教員がついたとのことである。卒業小学校では「忘れ物は多かった。自分で準備ができない。宿題は雑な字でしたり、していなかったり、学校でしていたことがある。気分がのらなければいけない。つきっきりでやらせる。遊びたくてちょっかいをかけるが、掛け方が下手で、人が困っているときに笑ったりした。注意するとやめるが、また、やってしまう。しつこいところはあったと思う。笑うときに声がおおきかったりすることがあった。」のような評価もみられた。

当該生徒は、令和2（2020）年3月小学校を卒業した。

第2 小学校からの連絡・学級編成についての協議

- 1 当該生徒の卒業小学校6年時の国語・社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育の評定はいずれも中程度である。

中学校に進学するにあたり、当該校に伝えられた情報は、当該生徒について「人間関係で配慮が必要」「保護者の対応で課題がある」「クラス編成のときに離すべき生徒10名」「調子に乗って言動がいきすぎてしまうことがある」「トラブルが予想される場面でも関わりに行くことがある」「給食に関してのトラブル」というものであった。

- 2 令和2（2020）年3月頃の小中連絡会では、上記当該生徒についての個別情報のほか、特別支援学級在籍の30名及び友人関係のトラブル、不登校の生徒らを含めて50名くらいの配慮を要する生徒がいるとされていた。当時の学年主任は把握していると思われる。

- 3 当該校担任は、給食に関してのトラブルについて「小4じゃないですかね。小3か」と発言しており、卒業小学校でのトラブルは聞かされていたが、正確に記憶していなかった。小学校からの連絡については、分担して行ったとあるものの、当該生徒に関する引継ぎ事項の詳細は明らかにならなかった。学年主任からの聴取でも、卒業小学校からの連絡事項の詳細については明らかにならなかった。

なお、担任の説明によると、クラス分けを担当していた、当該生徒は特別支援学級に入級すると思っていたが、蓋を開けたら入級しなかったとのことだったので、その話は済んだものと認識していたとのことであった。

- 4 当該校校長は給食に関してのトラブルを「6年生。5年生の終わりやったかな」「5年の時」と言っていたことや、食缶に入った物を「ワカメ」ではなく「唾」と言っている等、内容の正確さには、やや欠けているところはあったが、担任と比較するとより詳しく述べていた。障がい者手帳を取得しているという情報も寄せられていたが、小学校では普通学級に在籍していたし、保護者も特別支援学級を希望しておらず、特別支援学級についての教育相談の申し出はなかったため、通常学級在籍は当然であり、とくに配慮を要するという認識はなかったとのことであった。小学校から発達検査の結果のようなものを受け取っておらず、申し送りもなかった、またクラス編成で「離す」とされた10名は、ほぼ離れたとのことであった。

なお、父からの聴取では、「6年生の1学期、給食のおかわりのとき、あごのところにご飯粒がついていたが、気づかず、おかわりを取りに行った。そのご飯粒がぼろっと落ちて給食に入ってしまった、まわりの児童たちが「うわ、もう食べられへん」と騒いでしまったことがあった。」とのことであった。

- 5 小学校からの連絡・学級編成についての協議はなされていたようであるが、当該生徒について、どのような協議がなされたのかについては、上記以上の詳細は明らかにならなかった。

なお、父からの聴取によると、通院していた病院の医師の診察を受け（但し、通院していた病院は小学3年生のとき一年くらい通院していた。）、令和元年5月17日、障がい者手帳（障がい等級3級）の交付を受けたとのことであった。

第3 当該校入学後（当該生徒1年生1学期）

- 1 令和2（2020）年4月3日、入学式があり、人権教育研修会があった。

同日、入学式後、運動場で、父は担任に、「今度は（担任は、以前、学年主任として年上のきょうだいのことを知っていた。）息子がお世話になります。障がい者手帳があります。フォローお願いします。」と言って、配慮が必要であることを伝えていた。

同月 8 日に予定されていた始業式は、新型コロナウイルス感染拡大のため延期され、同年 5 月 13 日から学年ごとの登校となり、同年 6 月 1 日から同月 12 日までは、分散登校であった。同年 4 月 6 日、要管理生徒研修会があった。同月 9 日、人権教育推進委員会があった。同月 27 日、人権教育推進委員会があった。同年 5 月 11 日、いじめを考える会及び小中学校連絡会が予定されていたが、延期になった。同年 6 月 15 日から、ようやく全員での登校が始まった。

- 2 令和 2（2020）年 6 月 15 日の一斉登校開始日、当該生徒が欠席していたところ、関係生徒 A が関係生徒 L に当該生徒のことを尋ね、関係生徒 L は「（当該生徒は）更衣室をのぞいたことがある。」と言った。当該生徒が登校したとき関係生徒 A が当該生徒にそのことを聞いたら「そんなんしていない。」と言った。そのことがきっかけとなり、後のいじめにつながっていった。

これとは別に当該生徒は「1 学期から、隣のクラスの関係生徒 I から毎日のように『触らんといて』『近寄らんといて』等と言われていた、副担任から『ちょっかいをかけるからそういう風に言われるんや』みたいに言われた」と述べている。当該生徒は「なんかみんな触らんといてっていうから、近寄らんといてっていうから、ちょっと追いかけてたりして、その子が追いかけられたとか先生に言って、なんかはじまったっていうか。」と説明している。

なお、教職員による聴き取りでは、関係生徒 I は、『うるさいから黙って』といった。陰で愚痴のように『（当該生徒）きもい』や存在を否定する言葉は言っていたかもしれない。はっきり覚えていない。席が前後の時、前の（当該生徒）がさわがしかったので言う『お前もうるさいやろ』と言われた。（当該生徒）が寝ていてプリントが回ってこない。受け渡しがいまいき、（当該生徒）がプリントを落とした時『拾って』という『お前が拾え』と言われた。」と述べていたとのことであった。

同月、当該生徒は、授業中や休み時間に、後ろの席の同級の当該校生徒の筆箱を取って先生のところに持って行き、その生徒が取り返したりしていたが、その生徒は後ろからコンコンと椅子を蹴ったことがあった。父から担任に申出があり、担任及び双方の保護者で話をした。

同年 7 月 22 日、隣のクラスの当該校生徒が教室に入ろうとしているところを、当該生徒は、入らせないとして突き飛ばし、その生徒は脳震盪を

起こして意識混濁状況になって救急車で運ばれるという出来事があった。
その生徒は1日学校を休んだ。

同年8月3日から6日まで、保護者懇談会であった。しかし、当該生徒の保護者は体調不良もあって、懇談をしていなかった（父は入退院を繰り返していた）。なお、両親ともに同年9月11日から同月16日まで入院していた。

- 3 「同年6月終わりから7月ぐらいになってくると、当該生徒は授業中寝るようになってきた。7月ぐらいになったら、起こしても突っ伏して寝ている。周りの生徒がつついたり言ってくれたりしても全然起きる気配がない。睡眠という感じではなく、何かを取り組もうとする感じではなかった。一緒にやる生徒は困った感じになっていた」との教員による観察もあった。

第4 当該生徒1年生2学期

- 1 令和2（2020）年8月25日、始業式であった。

同年秋頃からは、当該生徒は関係生徒12名から、「きしよい」「どっか行って」「近寄らんといて」「黙れ」「死ね」等の暴言をほぼ毎日のように吐かれるようになった。

その具体的内容は下記（1）～（12）のとおりである。

（1）関係生徒A

当該生徒が遊ぼうと思って近寄ったときに、「きしよい」「きもい」「どっか行って」「近寄らんとって」「向こういけ」「うざい」と言った。何度もやめてと言ったがやめなかったので、腹が立って言ってしまった。

（2）関係生徒B

更衣室の話を聞いて「気持ち悪い」と言った。当該生徒がしつこくからんでくる、話に入ってくるとき「きしよい」「どっか行って」と言った。

（3）関係生徒C

当該生徒がしつこくからんでくるときに「きしよい」「来んといて」と言った。

（4）関係生徒D

当該生徒が登校中に後ろから故意で当たってきたときに「きもい」「どっかいけ」と言った。2学期、休み時間に寝ている当該生徒を起こしたら、当該生徒が怒ってつかみかかってきたので、当該生徒にヘッドロックした。

（5）関係生徒E

当該生徒が奇声を発して近寄ってきたときに「きもい」「近寄らんといて」「あっちいけ」と言った。

(6) 関係生徒F

関係生徒Jが「死ね」と言ったとき、横で笑っていた。

(7) 関係生徒G

関係生徒Jが「死ね」と言ったとき、横で笑っていた。

(8) 関係生徒H

他の者が暴言を言っているときに一緒に笑っていた。

(9) 関係生徒I

当該生徒が騒がしかったので注意するが「お前もうるさいやろ」と言われ、当該生徒が寝ていてプリントが回ってこないことや、当該生徒がプリントを落として「拾って」と言う「お前が拾え」と言われたこと等から、陰口等で「きもい」「死ね」「近寄るな」「この世から消えて」「はよ死んでくれへんかな」「お前生きてる価値がないで」と言った。

(10) 関係生徒J

教室で係の仕事をしていたときに、当該生徒がふざけていてぶつかり、「謝って」と言っても謝らず、腹を立てて、「死ね」と言った。

授業中に、うるさいとき、「もう黙って」「黙ってくれる」「黙れ」と強く言った。

(11) 関係生徒K

当該生徒が、放課後、自転車で追いかけてくるのが嫌で、「死ね」と言った。

(12) 関係生徒L

当該生徒が家に何度も来て遊ぼうと言うが、習い事もあり迷惑だったのできつい言葉を言った。

- 2 令和2（2020）年9月末頃、当該生徒は、別のクラスの当該校生徒ともみあいになった。当該生徒が追いかけてきてしつこいので、その生徒が悪口を言ったら当該生徒が掴みかかってきた。

同年10月、関係生徒Mが給食のときに「（当該生徒）のどんかつは食べたくない」と言った。その生徒は、当該生徒に突然追いかけられ、やめてと言ってもやめてくれないので、嫌になって言った。

当該生徒は授業中の私語が多く、周りの生徒らは当該生徒に「お前うるさい、静かにして」と声をかけるが、なかなかやめようとしめない。注意した生徒に悪態をつくこともある。学級日誌には、国語や社会の時間に「（当該生徒）がうるさかった」という記述がある。

関係生徒Dが当該生徒に「起きや」と声をかけたら、当該生徒が怒ってつかみかかってきたので、当該生徒にヘッドロックした。

同年9月末には、「彼女おるんちゃうんか」と聞かれるのが嫌だと当該生徒が言っているとの連絡を父から受け、担任は何人かに話を聞いて指導した。なお、同年9月11日から同月16日の間、両親ともに入院していた。

- 3 教科担当の教員からみた当該生徒の様子等は、下記のとおりであった。
- ・ 2学期には寝ているのが当然、起きる気配がない。薬を処方されているので寝ているみたいだと聞いた。そっとしておくという認識だった。
 - ・ ほとんど寝てました。当該生徒自身は人付き合いしたいけれども、仕方が正直あんまりわからない部分が多かったと思う。不必要に追いかけてしまったり、ちょっと、今やめてって言ってもやめれない。夏服のころ、給食の配膳時、関係生徒Mが「(当該生徒)のとなかつは食べたくない」と言ったので指導した。関係生徒Lは当該生徒が入ってきてほしくない一線を越えてくるから「やめて」と言ってもやめないので、汚い言葉が出てきた。指導したことが何回かある。当該生徒が薬を飲んでいいるからとは言えないので、対策のしようがなかった、見守るしかない。当該生徒に嫌がっていることをしないように何度も指導していた。
 - ・ 2学期の後半ぐらいになったら、ちょっと何かしんどくて眠たくなるということがあった。
 - ・ 2学期だと思うが、体育の時間に嫌なことを言われたということを担任に伝えたことがあった。
 - ・ 当該生徒が共用の道具を授業中ずっと使っていて、周りの生徒が使えなくて困っていることはあった。寝てて起こしてよく寝るなって思った。起こしたらやる。ささいなやりとりであり、当時、気になることはなかった。
 - ・ 2学期になるとちよくちよく寝る。「イエイ」みたいなすごい大きな声で発言する。他の生徒から2回くらい「きしょいねん」という発言もあった。別のクラスの当該校生徒がトイレのドアを蹴って足形をつけたことがあり、事情を尋ねたら「当該生徒がおっかけてきた。あいつは小学校の時からしつこいねん。」と言っていた。11月ころ、当該生徒が同級の当該校生徒をからかいを含んだ呼び名で呼んだので、注意したことがあった。
 - ・ 「寝てしまおうとか奇声をあげることはなかった。」という教員もいた。これについて、担任によると、「厳しい先生の場合は騒がない。相手を見る。女性の先生だと騒ぐ。見ていないところで悪さをする。」とのことであった。
 - ・ 10月か11月、当該生徒は「関係生徒Eに嫌われているから席替えしてほしいと言ってきたことがあった。他の先生と話し合っ席替えはし

なかった。当該生徒がワーっと言っていたという印象はない。他の生徒から当該生徒の席替えを求められたことはない。

第5 当該生徒1年生3学期

1 教科担当の教員によると、「よく寝ていたので注意した。時々大きい声をワッとあげたりした。3学期（年明け）習字を貼る授業の時、当該生徒がすごく大きな声で騒いだりとか、注意しても座ってくれない、もうすごい走り回って全然やってくれへん、困っていると周りの生徒が言ってきたので、注意した。当該生徒が奇声をあげて、注意しても何回も繰り返すことがあった。最後は他の生徒が『ちょっとうるさいから静かにして』と何回か言って止まることはあった。すぐに止まるときと止まらないときがあって、時には周りの生徒がちょっとうんざりした様子があった。」とのことであった。

2 父によると、当該生徒は、母には、暴言があることを伝えていた（母からの聴取の結果：母は記憶していなかった）とのことであったが、父は知らなかった。

令和3（2021）年1月13日、チャレンジテストの日であった。関係生徒Lが座ろうとした椅子を同級の当該校生徒が引こうとしていたが、当該生徒が横から入って来て同人が引いた。関係生徒Lは、転げ落ちて、腰を打ち、保健室で手当した。

令和3（2021）年1月14日、父から校長に電話が入り、「昨日、いじめられていると本人から聞いた。（当該生徒は）学校に行くのはもう無理と言っている。来週月曜日まで休ませる。」とのことであった。これ以降、3学期中は登校していない。

第6 不登校とその後の状況

令和3年1月14日午後6時、いじめ対策委員会⁴第1回。当日の朝、父より当該生徒がいじめを受けているとの連絡が入ったことを受けて、「当該

⁴ 「いじめ対策委員会」は、当該校の「学校いじめ防止基本方針」に定められている、「いじめ事案の早期解決のためあらゆる取組を迅速に実施し、その解決にあたる」委員会である。その構成は、校長、教頭、生徒指導主事、生活指導部長、教務主任、人権教育主担、保健主事、学年主任と当該生徒の担任、状況に応じて部活動顧問教員となっている。

本事案のいじめ対策委員会は、本事案発生から令和3年9月13日までの間に、計29回行われており、通常がいじめ対策委員会が19回、全教職員が参加する拡大委員会が10回である。本事案に関する通常がいじめ対策委員会の出席者は、校長、教頭、当該生徒所属学年教員、学年主任が毎回出席し、人権教育主担が17回、生徒指導主事が11回、特別支援教育コーディネーターが1回（第19回に出席）の出席回数となっている。

生徒に対する暴言について」を議題として、いじめ対策委員会が開催された（以下、いじめ対策委員会の議題は、すべて同じである。）。議事内容は、①父からの電話内容の確認、②関係生徒10名からの聴き取り内容の共有、③関係生徒以外で名前が挙がった当該校生徒の情報とその生徒に対する聴き取り予定、④その後の対応として、父への連絡結果について情報共有、対応の検討となっている。

令和3年1月15日午後1時、いじめ対策委員会第2回。議事内容は、①昨夜の担任から父への電話で、父が、問題を当該生徒が原因とされている、関係生徒への指導が不十分と話し、父と担任が話せなくなったこと、②今後の方針として、父への対応は管理職が行い、生徒の指導と保護者対応を切り分けること、事案の発端はどうあれ関係生徒の言動はいじめとして捉えるという本質を見失わないこと、当該生徒からの聴き取りを行うこと、関係生徒への追指導と保護者への連絡を行うこと、③複数の当該校生徒から、その他の関係生徒として2名の名前が挙げられていることの報告となっている。

同日午後4時30分にも、いじめ対策委員会第3回が開催されている。議事内容は、①追指導の現況報告、②市教委からの指示伝達として、市教委より、父が校長と校長が信頼する担任以外の教員1名を指定し、家庭訪問と当該生徒への聴き取りを了承したと連絡があったこと、③午後6時30分から校長と生徒指導主事で家庭訪問を行うことの報告となっている。

同日午後7時30分にも、この日3回目のいじめ対策委員会第4回が開催されている。議事内容は、①家庭訪問時に当該生徒から聴き取ったいじめの内容について、②父から学習等についての質問があったこと、③関係生徒からの聴き取りと差異があるものは、再度関係生徒から聴き取りをすること、また、当該生徒と父に「いじめとして捉え組織でその解決に取り組む」「当該生徒の学校への復帰に尽力する」「再発防止に努める」「暴言と当該生徒の言動とは切り離して指導する」ことを伝えたこと、④次回家庭訪問は1月18日に行うこと、⑤関係生徒の保護者への連絡が済んでいることなどとなっている。

令和3年1月18日、校長が家庭訪問、当該生徒からの聴き取り内容と関係生徒からの聴き取り内容がほぼ合致したことを報告。当該生徒と父より、当該校に戻りたいので転校したくない、行きたいが行けないという葛藤があり苦しんでいることを聴取。また、父より謝罪の場を学校でもってもらいたい、関係生徒12名を別クラスにしてほしいと要望があった。

同日午後6時30分、いじめ対策委員会第5回。議事内容は、①午後4時30分からの家庭訪問において、関係生徒からの再聴取内容の報告をしたこと、関係生徒とクラスを離してほしい、謝罪の場を持ってほしいという要望が出たこと、学校から「傍観者も含め継続指導し、クラス、学年、

学校と広げていくので、関係生徒だけを離すことはなじまない」と伝えたことについての情報共有、②学年から、関係生徒の保護者に対して、学級・学年全体の指導を行うことを連絡し理解を得て進めていきたいこと、③指導内容の検討、④今後については、1月20日の学年集会で全体指導をし、その日の6限に当該学級への指導を行うことを、父に連絡し了解を得ることなどとなっている。

令和3年1月20日、学年集会。学年主任よりいじめの構図について全体指導がある。また、校長と担任より当該学級の生徒に、当該生徒が登校できていない理由を説明し、言葉かけについて指導を行った。

令和3年1月21日、当該生徒は通院している病院を受診。翌日、父より、病院での診断について学校に報告がある。主治医の診断書によると、「元々、同級生などとのトラブルがあった際に、話し合いなどでうまく説明できないことがあった。このため、保護者のサポートのもと、教師と相談するような対応が必要になることもある。2021年1月に、本人から周囲に「死にたい」という訴えがあり、家族を中心に見守りを必要とする状態である、なお、2020年の中頃より、通学する中学校でのトラブル（周囲からの言葉の暴力「死ね」など）が続いていることから、この状況が本人の精神状態に悪影響を及ぼした可能性も考慮される。」という内容である。

令和3年1月22日、いじめ対策委員会第6回。議事内容は、①1月20日の学年・学級指導についての報告、②1月22日の父からの連絡について、「通院している病院を受診し、いじめを受けたので不登校となり、「死にたい」と言っているので見守りが必要と言われたこと、今後は代理人弁護士を通して話をする、また当該校側と会って話をする事は避ける」という内容の報告となっている。

令和3年1月25日、当該生徒及び保護者の代理人弁護士（以下「代理人弁護士」という。）より校長への文書が届く。内容は、当該生徒に対する「いじめ」の事実の詳細（関係する生徒らの情報）、学校と当該生徒保護者とのこれまでの話し合いの状況、今後の不登校を解消するための方策を確認するため、学校を訪問し協議したいとなっている。

同日、いじめ対策委員会第7回。議事内容は、①代理人弁護士からの文書の共有、②今後SSET⁵を利用すること、また関係生徒をはじめとした当該校生徒が汚い言葉や傷つける言葉が出てきた時に、お互い注意しあえるようになっていることの報告となっている。

⁵ 大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team（略称SSET（セット））事業：本事業におけるスクールロイヤーとは、弁護士、医師、臨床心理士・公認心理師、ソーシャルワーカーといった様々な職種の専門家のことをいう。

令和3年1月26日、いじめ対策委員会（拡大委員会第1回）。議事内容は、校長より、①事案の概要と経緯の情報を説明、②いじめに近い状態や人間関係のトラブルについて早期発見対応に努めること、生徒に人権尊重の精神を伝えることを職員に周知となっている。

令和3年1月27日、いじめ対策委員会第8回。議事内容は、①代理人弁護士と面談し、いじめの実態、関係生徒への対応、当該生徒の特性、学校が組織的に動いていることを説明、②代理人弁護士よりの指摘と要望は、当該生徒の保護者と学校の話がかみ合わないこと、父が担任に不満があることを主に語っていたこと、教材は代理人弁護士を通して受け渡しをすることとなっている。

令和3年2月9日、いじめ対策委員会第9回。議事内容は、①代理人弁護士から求められている当該生徒対応の暫定的プランの確認として、関係生徒へ再指導し家庭でも指導をしてもらったこと、学級全体の指導を校長・学年主任・担任が行い学年集会でも指導したこと、関係生徒は反省し、関係生徒の保護者も学校の指導に理解と共感を示していること、今後は当該生徒の気持ちを確認しながら謝罪の場を設けること、いじめをなくす取り組みを継続すること、来年度のクラス編成を検討することとなっている。

令和3年2月19日、いじめ対策委員会（拡大委員会第2回）。議事内容は、経過報告として、SSETのアドバイス（2月3日実施）、代理人弁護士からの要望と学校の返答及び方針説明となっている。

令和3年2月24日、いじめ対策委員会第10回。議事内容は、①経過と情報共有、②今後の流れとして、代理人弁護士が立ち合い、校長と父の面談を設定することとなっている。

令和3年3月3日、代理人弁護士から校長へ文書が届く。内容は、父が当該生徒の気持ちを聴き取り文書にしたものとなっており、この時点での当該生徒の気持ちについて、次の内容が書かれている。当該校生徒への指導はどれくらい行っているか、関係生徒からいじめが止められることを確約できるのか、勉強の補てんを考えてほしい、授業中はサポートできる先生がいてほしい、放課後等デイサービスには行きたい、体育の授業は遅れている教科の学習に充ててほしい、いじめの相談をした先生が放置した理由を知りたい、学校生活に戻るサポートを詳しく知りたい、関係生徒の保護者からも謝罪をしてほしい、小学校時代から仲の良い生徒がいるクラスにしてほしい、未だ「死にたい」と考えて生活をしていること。最後に、父が第三者委員会の調査を希望している、引き続き代理人弁護士が当該生徒の意向を丁寧に確認していくとのことであった。

令和3年3月4日、当該生徒はメンタルクリニックを受診。「うつ状態。2か月間の休校が必要と判断する」との診断がある。

令和3年3月5日、代理人弁護士から校長へ文書が作成された。内容は、来年度クラス編成への要望、メンタルクリニック受診結果、保護者直筆の第三者委員会に関する要望書である。

同日、いじめ対策委員会第11回。議事内容は、①令和3年3月3日付けの代理人弁護士からの書面についての共有、②今後の対応として、代理人弁護士からの質問、要望について回答を作成していくこととなっている。

令和3年3月8日、いじめ対策委員会第12回。議事内容は、①令和3年3月3日付けの代理人弁護士からの文書に関して、校長から代理人へ質問した内容とその返答を共有、②代理人弁護士からの質問、要望について回答を検討、③令和3年3月5日付けで、代理人弁護士より、保護者直筆の第三者委員会開催の要望書（原本）が送付されたことと、当該生徒がメンタルクリニックを受診し2か月の休校が必要との診断があったことの報告である。

令和3年3月18日、いじめ対策委員会第13回。議事内容は、代理人弁護士からの質問、要望への回答確認となっている。

令和3年3月19日、校長より代理人弁護士へ回答が送付された。

令和3年3月24日、いじめ対策委員会（拡大委員会第3回）。議事内容は、①前回2月19日の拡大委員会以降の経過報告と、代理人弁護士からの要望、それへの学校からの返答及び方針についての説明、②来年度に向けての確認となっている。

令和3年4月1日、いじめ対策委員会（拡大委員会第4回）。議事内容は、①新・転任教職員を迎えて本事案の説明、②今後の対応として、代理人弁護士との窓口は校長となること、いじめ対策委員会を随時開催することとなっている。

同日、いじめ対策委員会第14回。議事内容は、①4月7日の当該生徒の保護者・代理人弁護士と学校との協議について、その回答内容と出席者の確認、②第三者調査委員会の初動調査についての報告となっている。

令和3年4月7日、当該生徒の保護者、代理人弁護士、校長、教頭、担当指導主事にて、当該生徒の不登校解消に向けた面談が行われ、令和3年3月31日付けの代理人弁護士から校長への連絡文書に示された各協議事項について、当該生徒の両親と代理人弁護士に次のとおり回答があった。

① いじめをなくすために学校が行った取組（及び将来に向けた取組）

- ・ 1月25日、2月15日、3月2日、3月9日の全校集会、3月24日の修了式で校長から、人に投げかける言葉と心について、人間関係について見直し、互いを尊重し認めあえているか、人権感覚を磨き内省を行うことについて等、様々な角度から話をする。学年集会では、主任や生活指導部長から、いじめの構図や何があっても使ってはいけ

- ない言葉、1年生の人間関係作りについて、6回（1月20日、1月27日、2月3日、2月10日、2月17日、3月3日）話をした。
- ・ 令和3年度は、学校全体の様子をふまえ、全校集会で、4月初旬から中旬、5月の「いじめについて考える日」等に校長より講話の予定。それと並行して、自己肯定感を高める働きかけなどを行う予定。
 - ・ 2年生は、今後も仲間づくりや学年・学校行事の取組で話をしていく予定。
 - ・ 今回の事案について、個別指導、学級指導、学年指導を重ねてきた。生徒たちは、意識して気をつけるようになり、互いのやり取りの中で、不適切な言葉が出てきたら、生徒同士で注意しあう姿もよく見られるようになってきた。関係生徒は、指導後同じ失敗をすることなく、学校生活を送っている。見守りを続けている状態である。週に何度も今回の事案について話し合う必要はないが、何かあればきちんと指導する体制はつくっている。
- ② 2年生のクラス編成について
- ・ 教員の行き来等頻繁で観察しやすい環境。また何かあったときにすぐに知らせることができる環境、体育は単学級。
 - ・ 関係生徒12名と離れたクラス編成を行った。
- ③ 遅れた学習に対する配慮と2年生での学習のあり方について
- ・ 学習の補てんは、当該生徒の意思を確認しながら負荷をかけすぎることがない方法で行うことを基本とする。
 - ・ 最初は別室で学校生活に慣れながら1年の学習を行い、教室に入れるようになれば2年生の学習も行う。学習動画やデジタルドリルなどを活用し効率よくすすめる。
 - ・ 放課後等デイサービスについては、当該生徒の意思を尊重する。
- ④ 登下校の時間・方法について
- ・ 登下校の時間をずらすことで、関係生徒と会わない状況をつくる。
- ⑤ 復帰後のクラスでの過ごし方、授業の受け方について
- ・ 学校生活への復帰は、数時間から始め徐々に6時間目までにする。他生徒から憶測が出ないように説明する。戻りやすいクラスの雰囲気づくりを実現できるようクラス経営を行う。
- ⑥ 一泊移住参加に向けた取組について
- ・ 復帰する前に、班編成を決める場合は、当該生徒の意見を尊重し班編成を配慮する。関係生徒と同じバスにならないよう配慮する。
- ⑦ 当該生徒の特性に対する周囲（教師・生徒）への周知の是非
- ・ 他の生徒には、具体例を挙げて声掛けや対応の仕方を伝える。教職員については、4月当初に研修を行う。学校が主治医面談を行う。
- ⑧ 関係生徒との間での謝罪の在り方について

- ・ 関係生徒と1対1で、教員立会いの下、当該生徒への負担感に配慮しながら行う。

⑨ その他

- ・ 2年生のクラス編成は、始業式に配布するプリントとともに代理人弁護士に送付する。
- ・ 教科書は、4月8日に当該生徒の希望方法で渡す。

第7 当該生徒2年生1学期

令和3年4月8日、いじめ対策委員会（拡大委員会第5回）。議事内容は、4月7日の協議事項の情報共有となっている。

令和3年4月15日、当該生徒、父、校長が、通院している病院の主治医と面談。主治医からの説明は、「当該生徒は、言語表現が苦手で境界性知能、今までの生徒間トラブルの時に、本人が言いたいことをまだ言えていないのに、教員によって方向性が決められ謝罪させられたりしてきたため、本人に不満が残っている。時間をかけてゆっくり話を聞く、言葉だけではなく図示しながら説明すると効果がある。授業中に寝てしまうことは、薬の副作用ではない、睡眠時間が短いか傾眠状態かは、学校で聞き取って対応してほしい。」という内容。学校より、今回の主治医との面談内容を基本に、校内研修を行うと伝える。父からの要望は、4月20日以降で週2回程度別室登校、時間帯は11時～14時、給食を食べる、クラスの生徒から話しかけに来てほしい、5月からは週3日ペースで登校させたい。4月20日以降で登校日を設定し、クラス生徒への説明などの打ち合わせをすることを、代理人弁護士を通じて連絡することとなった。

令和3年4月16日、いじめ対策委員会第15回。議事内容は、①通院している病院の主治医面談の報告、②4月20日以降の当該生徒登校日について、担任との顔合わせを含め、4月22日11時に登校を設定となっている。しかし、4月22日は臨時休校となったので、登校日は4月26日となった。

令和3年4月26日、10時50分当該生徒登校、談話室へ誘導される。11時～11時50分、校長ともう一人の教員が対応し、一泊移住に関するプリントやその他についての説明、教材ファイルに名前と教科名を記入させる、一泊移住の班についての希望を聞き取る。その後、数学プリント、理科の学習、給食などの後、14時10分下校。

同日以降、当該生徒はTeamsによる学活に毎朝参加。

令和3年4月27日、代理人弁護士より校長へ文書がFAXで届く。当該生徒より代理人弁護士に、令和3年4月26日深夜にメールが届き、28日の登校は中止するとあった。メールの内容は「今日（26日）朝学校に

登校したら同じ学年の人が2、3人いたし、門が開いていなかったし、習っていない学習を次持ってきてと言われめっちゃくちゃなのでしばらく行きたくないです。」「次の学校に行く日は行きたくない」。当該生徒に事情を確認したところ、午前11時より前に校門を開けておくと聞いていたが、午前10時50分に学校に到着しても校門が開いておらず、数名の生徒が校門にいて、顔を合わせたことが苦痛だった、当初学校から聞かされていたことと違う、課題もやっていない範囲があるのに、水曜日までに提出を求められたため負担に感じてしまうということ。次はいつ登校できそうかも分からない状態になっているとのことである。

令和3年4月30日、いじめ対策委員会第16回。議事内容は、①4月26日から4月27日の経過について情報共有、②今後について、登校が進まないが焦らず様子を見守るとなっている。

令和3年6月3日、代理人弁護士より校長へ、令和3年6月2日付けの文書が届く。当該生徒が、6月8日及び11日に登校を希望。登校するにあたっての当該生徒の希望は、登校時間は一般的な生徒らの登校時間とはずらして欲しい、別室での学習をさせて欲しい、クラスメイトらとは絶対に顔を合わせない形で過ごさせて欲しい、下校時間についても通常より早めに下校させて欲しい。また、課題については当該生徒の能力を踏まえ過重な負担とならないよう、当該生徒が誤解のない形で伝わるよう配慮くださいとの内容である。

同日、いじめ対策委員会第17回。議事内容は、①5月中の経緯の情報共有、②当該生徒の登校希望、③第三者委員会が詳細調査に進むことの報告となっている。

令和3年6月8日、10時40分当該生徒登校。登校後移動する途中に何人かの生徒とすれ違う場面はあったが、当該生徒は気にする様子は特になかった。当該生徒は、機嫌よく過ごし、校長にも自分から話しかけてくる場面があった、学習時は常時教員2人体制、給食を食べ、13時40分下校。

令和3年6月14日、いじめ対策委員会（拡大委員会第6回）。議事内容は、①4月26日以降の状況について報告、②6月8日と6月11日の当該生徒登校についての共有となっている。

令和3年6月29日、代理人弁護士より学校へ文書がFAXで届く。

令和3年6月30日、学校より代理人弁護士に文書をFAX。

1学期登校日（計14回）：4月26日、6月8日、6月11日、6月16日、6月18日、6月21日、6月28日、6月30日、7月5日、7月7日、7月8日、7月12日、7月14日、7月15日。

令和3年7月5日、いじめ対策委員会（拡大委員会第7回）。議事内容は、当該生徒がトラブルなく登校できており、7月からは週3回ペースで登校予定となることなどの経過報告となっている。

令和3年7月19日、いじめ対策委員会（拡大委員会第8回）議事内容は、当該生徒が7月15日に成績のことでショックを受け学校に行きたくないと言っており、校長が家庭訪問し説明したことについての経過報告、夏休み中の補充学習への協力依頼となっている。

令和3年7月21日、代理人弁護士より初動調査委員へ文書。「当該生徒は、1日3時間程度であるが週3日程度登校できるようになっている。1学期の成績について、評価に納得ができない。校長先生より、進学に影響がないよう引継ぎを行うと聞いているが、当該生徒の不利益にならないようご配慮いただきたい。夏休み期間中も何度か登校予定と聞いている。」などの内容である。

令和3年8月24日、いじめ対策委員会第18回。議事内容は、当該生徒が2学期より教室に復帰したい気持ちが出ているので、当該生徒と校長が面談をして当該生徒の気持ちを確かめ、教室復帰の素案を作成することとなっている。

同日、校長が家庭訪問し、当該生徒・父と話す。2学期からの登校支援について確認。8月25日、クラスの生徒に対し、当該生徒が段階的に教室に戻ることを伝え、はじめは2時間の授業を受け、慣れてくれば徐々にコマ数を増やすと説明することを伝える。

第8 当該生徒2年生2学期

令和3年8月25日、当該生徒欠席。担任より当該生徒のクラス生徒に向けて、当該生徒の教室復帰に向けて話す。また、臨時学年集会を開き、学年主任から学年全体へ、当該生徒の教室復帰、当該生徒への関わり方、当該生徒だけでなく相手の気持ちを考えずに自分の感覚を押し付けることがないように、という3点に絞って話す。

同日、いじめ対策委員会（拡大委員会第9回）。議事内容は、これまでの経過と当該生徒の教室復帰について翌日から午前の2時間程度より開始することの報告となっている。

令和3年8月26日、当該生徒は10時40分登校。3限は音楽室、4限は教室で他の生徒と一緒に授業を受ける。教室の移動には教員が引率。給食は談話室で食べる。

令和3年8月27日、8時40分、当該生徒登校。1，2限は教室で学習。3，4限は課題テストのため帰宅。

同日、16時30分より17時30分まで、保護者、当該生徒、学校で協議。8月30日から午前中授業、給食は教室、午後からは当該生徒の希望を尊重して進める。体育の水泳授業は見学、陸上競技に入ったら参加できるようにする。その後、当該生徒に別室で待ってもらい、保護者と学校で、自閉スペクトラム症の件について相談する。学校より、当面複数教員で見守りとなるが、すべての授業というわけにはいかないが、できるだけ配慮すると伝える。

令和3年8月30日～9月3日、6日、当該生徒登校。午前中授業、給食後下校。

令和3年9月7、8日、当該生徒、腹痛・通院のため欠席。

令和3年9月9、10日、当該生徒登校。午前中授業、給食後下校。

令和3年9月10日、いじめ対策委員会第19回。議事内容は、当該生徒の登校状況と第三者委員会に係る資料提供についてとなっている。

令和3年9月13日、いじめ対策委員会（拡大委員会第10回）。議事内容は、当該生徒が定期的に登校できるようになっていること、週3回6時間目まで、週2回給食後下校となり、体育大会、一泊移住には参加予定であることの報告となっている。

令和3年9月13日～17日、この週より当該生徒は週3日（月・水・金）6限まで教室で授業を受けることになる。火・木は給食後下校する。

令和3年9月21日、当該生徒は、体育大会の学年練習、全体練習に参加。クラスの生徒と一緒に過ごし、同じ待機場所にいることができた。給食後に下校する。

令和3年9月22日、体育大会予行。当該生徒は、3限より登校し、6限まで授業を受ける。

同日、当該生徒は別の医療機関を受診。

令和3年9月28日、体育大会。当該生徒は、予定通り参加。クラスの生徒と一緒に過ごす。

令和3年9月29日、当該生徒登校。6限まで教室で学習する。

令和3年9月30日、当該生徒登校。この日は午前中授業。他の生徒をしつこく追いかけることがあるが、他の生徒が何とか受け入れている。

令和3年10月1日、当該生徒登校。6限まで教室で学習する。

令和3年10月4日、当該生徒登校。6限まで教室で学習する。

令和3年10月5日、当該生徒登校。4限まで教室で学習する。

令和3年10月6、7日、一泊移住。当該生徒は、予定どおりプログラムに参加し、トラブルなく過ごす。

令和3年10月8日以降、当該生徒は、月・水・金は6限まで、火木は4限まで教室で学習する。

令和3年11月26日、当該生徒への謝罪会。代理人弁護士が同席。3名の関係生徒より謝罪を受けた。

令和3年12月9日、当該生徒への謝罪会。代理人弁護士が同席。一部関係生徒（4名）より当該生徒に謝罪する。教員より当該生徒に、今の心境やしんどいところはないか等を問いかけたが、特になかった。

令和3年12月20日、校長が家庭訪問し、父と話す。校長より、成績についての説明。冬休み中の補習を提案。日程は、12月27日、12月28日、1月5日、1月6日。また、現在のところ当該生徒の人間関係等に大きな問題がないと聞いている、クラスの雰囲気も温かく、落ち着いてほぼ休まず登校できている、3学期もしっかりとサポートしていきたいことを伝える。

第9 当該生徒2年生3学期

令和4年1月、父より学校へ数回電話。

令和4年3月、担任より当該生徒に、3年生になるにあたってのクラス編成や心配事等について聞き取り。関係生徒12名は全部違うクラスにしてほしいとの要望があった。

第10 不登校の解消

令和3年1月14日、当該生徒が父にいじめ事実について話して以降、当該生徒は登校できなくなり、「死にたい」と言い、不眠を訴える。

学校は、父から電話のあった当日1月14日に、関係生徒の聴き取りを行い、第1回のいじめ対策委員会を開催している。いじめ対策委員会では、父からの連絡内容、関係生徒の聴き取りを共有するという初期対応が迅速に行われた。また、翌日1月15日には、いじめ対策委員会を3回開催し、前日の担任からの電話報告に対して、父が不信感を持ったことを共有し、その後管理職が家庭訪問を行い、当該生徒の聴き取りを実施、学校としての方針である「いじめとして捉え組織で解決に取り組む」、「当該生徒の学校への復帰に尽力する」、「再発防止に努める」、「暴言と当該生徒の言動とは切り離して指導する」を伝えている。校長主導の下、初期段階で基本方針が決定され、それに沿っていじめ対策委員会を開催しながら、情報共有や共通理解を図りながら対応が進められた。また、関係生徒だけでなく、学級、学年、学校全体へのいじめ問題の指導も計画し実施されていく。

令和3年1月下旬に、当該生徒と両親が代理人弁護士を選任し、令和3年1月27日学校と代理人弁護士の面談が実施される。

令和3年1月26日には、いじめ対策委員会を拡大委員会として実施し、当該生徒について学校全体で共有するとともに、学校全体で日々人権尊重を生徒に伝えていく取り組みについて共有している。

2月には、父が、当該生徒の学校復帰を望んだものの進まずにいた。

令和3年3月、代理人弁護士をとおして当該生徒と保護者の学校への要望が、学校へ具体的に伝えられた。しかし、令和3年3月4日に当該生徒がメンタルクリニック受診、うつ状態により2か月間の休校が必要との診断があり、当該生徒の不調が続いているため学校復帰に至らない。

当該生徒の学校復帰に向けた協議事項が記載された令和3年3月31日付けの連絡文書が、代理人弁護士から学校へ届いたことを受け、学校が協議事項に沿った対応策を検討し、当該生徒の学校復帰が具体的に進み始める。

令和3年4月7日、保護者、代理人弁護士、校長、教頭、担当指導主事によって、当該生徒の不登校解消に向けて面談が行われ、令和3年4月26日に再登校をする。しかし、その日に同じ学年の生徒と出会ったことなどから、次回登校予定日28日の登校はできなくなった。

令和3年6月になり、当該生徒が登校を希望していることが、代理人弁護士より学校へ連絡が入る。登校にあたり、一般生徒と登校時間をずらすこと、別室で学習すること、クラスメイトとは顔を合わせないこと、他の生徒より早めに下校すること、学習課題は当該生徒の負担にならないようにすることなどの配慮について希望があった。

令和3年6月8日より、登校再開。1学期は、計14回登校した。

令和3年8月24日、2学期開始前日に、校長が家庭訪問。当該生徒・父と話し、担任がクラスの生徒に教室復帰に向けて説明することなどを伝え、2学期からは、2時間からはじめ、段階的に教室に戻ることの共通理解をはかっている。

令和3年8月25日、2学期始業式の日、担任よりクラスの生徒に当該生徒の教室復帰に向けて説明するとともに、臨時学年集会を開き、学年主任より、当該生徒の教室復帰、当該生徒へのかかわり方、人を傷つけない話し方をすることについて指導し、当該生徒が教室復帰をしやすい学年づくりを実施している。

令和3年8月26日、当該生徒は、3、4限教室復帰ができる。

その後、令和3年9月は、週3回6時間目まで、週2回給食後の下校が定着する。

令和3年9月22日の医療機関受診において「不眠、意欲低下、食思低下は軽快傾向」と医師が診断していることから、当該生徒の精神状態は改善の方向にあり、そのことが登校の改善に表れているといえる。令和3年9月28日の体育大会に予定どおり参加し、クラスの生徒と過ごし、そ

の後の登校状況に問題はない。10月には教室で週2日4限、週3日6限まで学習することができるようになり、令和3年10月6、7日の一泊移住行事にも予定どおり参加できている。

また、令和3年11月26日と12月9日には、関係生徒からの謝罪を受けるが、当該生徒に動揺は見られず受け止めることができている。したがって、2年生2学期に、不登校が解消したといえる。

当該生徒の不登校が解消できたのは、以下にあげる学校側の取り組みや配慮が効果的であったといえる。

- ・ 当該生徒父からいじめについて連絡が入ったその日に、関係生徒への聴き取り、いじめ対策委員会の開催など、迅速な初期対応と基本方針の決定を、校長主導で組織的に実施した
- ・ いじめ対策委員会を適宜滞ることなく行い、情報共有、共通理解をはかるとともに、重要な案件があるときや年度末、年度始めには、全教職員を対象としたいじめ対策委員会拡大委員会を開催し、学校全体での組織的対応を継続した
- ・ 代理人弁護士を通して出された協議事項に沿って、学校としてできる限り当該生徒と両親の希望に沿った対応を検討し、組織的に実施した
- ・ 当該生徒と関係生徒を離すなど、いじめの再発を防止し、当該生徒に負担にならないようにクラス編成を配慮した
- ・ 当該生徒の特性や気持ちに配慮して他の生徒を教員が指導した
- ・ 別室登校からはじめ、当該生徒の意思や希望を確認しながら、段階的に登校時間を増やしていった
- ・ 新学期に入る前などに、当該生徒・保護者・学校で協議する場を設け、新学期に向けての当該生徒・保護者の意思や希望を確認し、登校に支障となる問題の予防や改善を行った
- ・ クラスの他の生徒や学年全体に当該生徒の状況やかかわり方を説明することで、当該生徒がクラスに戻り他の生徒たちとともに、授業、行事に参加できるよう配慮した
- ・ 校長が中心となって、日常的に声掛けや電話連絡、家庭訪問等によって、当該生徒・保護者との良好な関係を維持・継続し、問題が起きた時は校長自ら当該生徒・保護者の話を十分に聞いた

第4章 いじめと考えられる事実

本報告書において、「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法及び大阪市いじめ対策基本方針に定義するところによる。

1 当該生徒1年生1学期

- (1) 令和2（2020）年6月15日の一斉登校開始日、当該生徒が欠席していたところ、関係生徒Aが関係生徒Lに当該生徒のことを尋ね、関係生徒Lは「（当該生徒は）更衣室をのぞいたことがある。」と言った。当該生徒が登校したとき、関係生徒Aが当該生徒にそのことを聞いたら「そんなんしていない。」と言った。そのことがきっかけとなり、後のいじめにつながっていった（当該生徒からの聴取「5年生のとき更衣室をのぞいたと言われた」）。

関係生徒Lが関係生徒Aに「当該生徒が更衣室をのぞいたことがある」と言ったことについては、当該生徒に向けて発言されたものではなく、そのこと自体は当該生徒の知るところとなっていないが、そのようなうわさが広まることについては本人が通常苦痛を感じるものとしていじめであると認められる。関係生徒Aが当該生徒に言ったことについては当該生徒が苦痛を感じ、またその後のいじめにつながったと認められるので、いじめであると認められる。

- (2) 当該生徒は「1学期から、隣のクラスの関係生徒Iから毎日のように『触らんといて』『近寄らんといて』等と言われていた。副担任から『ちょっかいをかけるからそういう風に言われるんや』みたいに言われた」と述べている。当該生徒は「なんかみんな触らんといてっていうから、近寄らんといてっていうから、ちょっと追いかけてたりして、その子が追いかけられたとか先生に言って、なんかはじまったっていうか。」と説明している。関係生徒Iの行為をいじめと認定する。

2 当該生徒1年生2学期

- (1) 同年秋頃から、当該生徒は以下の関係生徒12名から、「きしよい」「どっか行って」「近寄らんといて」「黙れ」「死ね」等の暴言をほぼ毎日のように吐かれるようになった。その内容は、以下のとおりである。

関係生徒A

当該生徒が遊ぼうと思って近寄ったときに、「きしよい」「きもい」「どっか行って」「近寄らんとって」「向こういけ」「うざい」と言った。何度もやめてと言ったがやめなかったので、腹が立って言ってしまった。

関係生徒B

更衣室の話を聞いて「気持ち悪い」と言った。当該生徒がしつこくからんでくる、話に入ってくるとき「きしよい」「どっか行って」と言った。

関係生徒C

当該生徒がしつこくからんでくるときに「きしょい」「来んといて」と言った。

関係生徒D

当該生徒が登校中に後ろから故意で当たってきたときに「きもい」「どっかいけ」と言った。2学期、休み時間に寝ている当該生徒を起こしたら、当該生徒が怒ってつかみかかってきたので、当該生徒にヘッドロックした。

関係生徒E

当該生徒が奇声を発して近寄ってきたときに「きもい」「近寄らんといて」「あっちいけ」と言った。

関係生徒F

関係生徒Jが「死ね」と言ったとき、横で笑っていた。

関係生徒G

関係生徒Jが「死ね」と言ったとき、横で笑っていた。

関係生徒H

他の者が暴言を言っているときに一緒に笑っていた。

関係生徒I

当該生徒が騒がしかったので注意するが「お前もうるさいやろ」と言われ、当該生徒が寝ていてプリントが回ってこないことや、当該生徒がプリントを落として「拾って」と言うとき「お前が拾え」と言われたこと等から、陰口等で「きもい」「死ね」「近寄るな」「この世から消えて」「はよ死んでくれへんかな」「お前生きてる価値がないで」と言った。

関係生徒J

教室で係の仕事をしていたときに、当該生徒がふざけていてぶつかり、「謝って」と言っても謝らず、腹を立てて、「死ね」と言った。

授業中に、うるさいとき、「もう黙って」「黙ってくれる」「黙れ」と強く言った。

関係生徒K

当該生徒が、放課後、自転車で追いかけてくるのが嫌で、「死ね」と言った。

関係生徒L

当該生徒が家に何度も来て遊ぼうと言うが、習い事もあり迷惑だったのできつい言葉を言った。

関係生徒AからLまでの言動をそれぞれいじめと認定する。

- (2) 同年10月、関係生徒Mが給食のときに「(当該生徒)のどんかつは食べたくない」と言った。当該生徒に対するいじめと認定する。

第5章 学校対応の問題点

第1 本人の特性について

令和2（2020）年4月3日、入学式があり、入学式後、運動場で、父は担任に、「今度は（担任は、以前、学年主任として年上のきょうだいのことを知っていた。）息子がお世話になります。障がい者手帳があります。フォローをお願いします。」と言って、配慮が必要であることを伝えていた。

本手帳は、令和元年5月17日に交付された、障がい者手帳（障がい等級3級）のことであった。しかし、この時、担任は、手帳の内容を確認することはなかった。

小学校から中学校へと進学をする際に、手帳の交付について、保護者が言及した情報を、担任は自身の中で納めず、学年団や学校の中で情報共有しておく必要があったと考える。

また、中学校に進学するにあたり、卒業小学校から入学前に当該校に伝えられた情報は、当該生徒について「人間関係で配慮が必要」「保護者の対応で課題がある」「クラス編成のときに離すべき生徒10名」「調子に乗って言動がいきすぎてしまうことがある」「トラブルが予想される場面でも関わりに行くことがある」「給食に関してのトラブル」というものであった。

担任の説明によると、クラス分けを担当していた、当該生徒は特別支援学級に入級すると思っていたが、蓋を開けたら入級しないとなったので、その話は済んだものと認識していたとのことであった。

手帳の交付を受けている生徒は、その人数も限られていると思われる。また、「人間関係で配慮が必要」との情報は、発達障害等配慮が必要な可能性があり、学年団や学校全体で共有すべき情報であり、組織として当該生徒への支援の在り方を検討・判断する必要があったのではないかと考える。

さらに、本調査が進む過程で実施した卒業小学校への聴き取りにおいて、当該生徒について、「算数・国語ができる方ではないが、できないこともない」「忘れ物は多かった。自分では準備ができない」「気分がのらなければいけない」「遊びたくてちょっかいをかけるが、かけ方が下手で、人が困っているときに笑ったりした」「注意するとやめるが、またやってしまう。しつこいところがあった」「笑うときに声が大きかったりすることがあった」との評価もみられた。

このようなエピソードをスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが把握していたら、当該生徒について、例えば、知的障害は伴わないかもしれないが、発達障害の可能性があるという見立てができたのではないかと推察できる。そのことが、対人関係において困難を抱えている当該生徒に対する適切な支援につながったのではないかと考える。

第2 不登校前の学校対応

当該生徒は、入学当初から、人間関係の様々なトラブルに関与していた。

しかし、当該生徒からの直接に聴き取りの際に、明確に説明してくれたことが、自分が一緒にふざけていた懇意にしていた生徒とのやりとりと、自分に対して傷つける言葉を発していた生徒とのやりとりを明確に分けて語ってくれた。

当該生徒は、聴き取りの際、自分が傷ついた言葉について、「自分をばい菌扱いした」と、ようやく語り始めることができた様子が印象的であった。自身の尊厳を傷つけられた子どもにとっては、具体的な内容を話すことが辛いことを察することができた。当該生徒は、自分を汚いもの扱いされることに対して、過去に周囲からそのような指摘を受けた経験から特に敏感に反応しやすい精神状態となっていた。

以下が、当該生徒が傷ついたという内容である。

当該生徒は「1学期から、隣のクラスの関係生徒Iから毎日のように『触らんといて』『近寄らんといて』等と言われていた、副担任から『ちょっかいをかけるからそういう風に言われるんや』みたいに言われた」と述べている。当該生徒は「なんかみんな触らんといてっていうから、近寄らんといてっていうから、ちょっと追いかけてたりして、その子が追いかけられたとか先生に言って、なんかはじまったっていうか。」と説明している。

なお、当該校の聴き取りでは、関係生徒Iは、『うるさいから黙って』といった。陰で愚痴のように『(当該生徒) きもい』や存在を否定する言葉は言っていたかもしれない。はっきり覚えていない。席が前後の時、前の(当該生徒)がさわがしかったので言うと『お前もうるさいやろ』と言われた。(当該生徒)が寝ていてプリントが回ってこない。受け渡しがうまくいかず、(当該生徒)がプリントを落とした時『拾って』というと『お前が拾え』と言われた。」と述べていたとのことであった。

当時、自分が親しいと感じている友人との遊びの延長で一緒にふざけあうトラブルが周りにも迷惑をかけていることの自覚は、当該生徒にはなかったと思われる。一方で、授業中に迷惑を受けていると感じる周りの生徒の何人かが、当該生徒に対して『もう、やめてよ』という気持ちから、否定的な言葉を投げかけ、それが当該生徒を排除する流れになっていくことは、まさに日常のトラブルがいじめに発展していく流れになったのではないかと考える。

また、当該生徒は「副担任から、『(当該生徒から) ちょっかいをかけるからそういう風に言われるんや』みたいに言われた」と述べている。教員からのこういった言葉により、当該生徒が「いじめを受けている」という

ことを、身近な教員に相談することができなくなり、自己肯定感を低下させていった可能性がある。

これらの状況の中で、当該生徒は、学級集団の中で自身の存在が否定されていると感じた。そして、自身への否定的な評価につながったことが、学級集団の中での自分の居場所がないと感じ、不登校に至ったと推察できる。

第3 不登校後の学校対応

校長は、本事案に対して、以下の内容に取り組むなど、リーダーシップを発揮し、当該生徒や保護者等への対応(支援)に力を尽くしたことは、当該生徒の再登校につながったと評価できる。

また、校長は、当該生徒の主治医との面談等を重ね、当該生徒への理解を深めることに努め、保護者との信頼関係の構築に努めてきた。

① いじめをなくすために学校が行った取組（及び将来に向けた取組）：

- ・ 1月25日、2月15日、3月2日、3月9日の全校集会、3月24日の修了式で校長から、人に投げかける言葉と心について、人間関係について見直し、互いを尊重し認めあえているか、人権感覚を磨き内省を行うことについて等、様々な角度から話をする。学年集会では、主任や生活指導部長から、いじめの構図や何があっても使ってはいけない言葉、1年生の人間関係作りについて、6回（1月20日、1月27日、2月3日、2月10日、2月17日、3月3日）話をした。
- ・ 令和3年度は、学校全体の様子をふまえ、全校集会で、4月初旬から中旬、5月の「いじめについて考える日」等に校長より講話の予定。それと並行して、自己肯定感を高める働きかけなどを行う予定。
- ・ 2年生は、今後も仲間づくりや学年・学校行事の取組で話をしていく予定。
- ・ 今回の事案について、個別指導、学級指導、学年指導を重ねてきた。生徒たちは、意識して気をつけるようになり、互いのやり取りの中で、不適切な言葉が出てきたら、生徒同士で注意しあう姿もよく見られるようになってきた。関係生徒は、指導後同じ失敗をすることなく、学校生活を送っている。見守り続けている状態であり、週に何度も今回の事案について話し合う必要はないが、何かあればきちんと指導する体制はつくっている。

② 2年生のクラス編成について：関係生徒12名と離れたクラス編成を行った。

③ 遅れた学習に対する配慮と2年生での学習のあり方について：学習の補てんは、当該生徒の意思を確認しながら負荷をかけすぎることがない

方法で行うことを基本とし、最初は別室で学校生活に慣れながら1年の学習を行い、教室に入れるようになれば2年生の学習も行う。放課後デイサービスについては、当該生徒の意思を尊重する。

- ④ 登下校の時間・方法について：登下校の時間をずらし、関係生徒と会わない状況をつくる。
- ⑤ 復帰後のクラスでの過ごし方、授業の受け方について：学校生活への復帰は、数時間から始め徐々に6時間目までにする。他生徒から憶測が出ないように説明する。戻りやすいクラスの雰囲気づくりを実現できるようクラス経営を行う。

学校の対応は、当該生徒の特性や状態に沿った内容となっており、再発防止に向けた教職員体制を整えようとしている。しかし、いじめを許さない学校づくりに向けて、向き合うべき課題を整理する必要がある。

第4 学校対応の課題

(1) 小学校からの引き継ぎに関する課題

以上の整理を踏まえ、あらためて学校対応にどのような問題点があったのかを振り返りながら、当部会としての提言につなげていくために、いかなる教訓を導くことが可能なのか、また、今後はどのような課題を意識していくことが必要になるのかを検討したい。

まず、小学校からの引き継ぎにおいて、当該生徒をめぐって、いじめが生じるリスク（被害であれ加害であれ）を意識的・自覚的に扱った形跡は認められない。また、当該生徒は、小学校では特別支援学級に在籍しておらず、そのことから自然な流れとして中学校でも特別支援学級への在籍が想定されていなかったようである。しかしながら、小学校における状況を勘案した場合、中学校からは特別支援学級に在籍することを検討する余地があったかもしれない。引き継ぎにおいては、こうした観点が扱われてもよかったのではないかと、結果論としては思われるところである。実際のところ、前述のとおり、クラス分けを担当した教員1名は、当該生徒が特別支援学級に入級するであろうと、一時は予想していたとのことであった。

もとより、小学校から中学校への引き継ぎでは、第一に、一般的に考えると、多種多様な児童生徒についての情報がやりとりされるため、他に優先度の高い情報があった場合や、他にいじめリスクが高い情報があった場合などには、当該生徒についてのいじめリスクが相対的に小さく評価され、必ずしも十分に触れられないこともありうる。第二に、本事案について考えれば、当該生徒については保護者とのやりとりについての記憶が強

かったため、小学校の立場からすれば、同じ義務教育機関として家庭との連携が重要課題となる中学校への引き継ぎにおいては、そちらの論題が重視されがちとなり、児童生徒本人についての情報提供が相対的に弱くなることも考えられる。公立小中学校教員の多忙化が社会的にも問題となる中で、限られた人員と時間での引き継ぎとなってしまうため、そうした諸条件の未整備がもたらす制約も大きい。

こうした点を考えれば、小中学校間の引き継ぎにおいて、当該生徒をめぐるといじめリスクが必ずしも重要論点として十分に扱われなかったとしても、それは自然の成り行きであった蓋然性も高く、引き継ぎに臨んだ当該の小学校および中学校（の各担当者）を、そのこと自体で責めることは酷でもある。

他方、これは結果論ないし「無い物ねだり」かもしれないが、実際に中学校に入学した後に当該生徒をめぐって展開した数々の生徒間トラブルを見れば、もう少し小学校での児童間トラブルの具体的な実態を取り上げた上で、引き継ぎ時にいじめリスクを見越した情報提供ならびに協議が行われることが望ましかったとも言える。また、中学校側としても、当該生徒に関する家庭状況について小学校から情報提供を受けた際に、少し踏み込んだ形で当該生徒の特性について、さらに情報を求めると同時に、中学校に持ち帰った後、当該生徒の教育課題や発達特性について検討する機会があればよかったようにも思われる。

（２）本事案におけるいじめ防止活動に関する課題

当該校においては、いじめについての教員研修も定期的を実施しており、また、生徒へのアンケートや指導についても実施している。これらが他校に比して頻度や内容の面で低調であることを示す資料はない。したがって、いじめ防止活動について、当該校に特段の落ち度があったとは言えない。

ただ、本事案に関していえば、いじめに至る前段階としての生徒間トラブルの段階において、いじめへと展開してしまうリスクを視野に入れた対応、あるいは、可能な限りトラブル自体の少ない、トラブルがあったとしても理知的に対話を中心にして解決できるような、安寧で平穏な居場所としての学校・学級づくりを明確に強く打ち出した対応が、意識的・重点的に展開されていると、事態は変わったかもしれない。

しかるに、本事案の場合、前段階としての生徒間トラブルにおいて、そのきっかけが当該生徒によって生み出されることも多く、他の生徒にしてみれば、必ずしも意地悪な気持ちで当該生徒が不快感を覚える言動に出たのではなく、きっかけに対する防衛反応・忌避反応として、もしくはそれ

が強まった形での反応として、当該生徒に対して瞬間的かつ感情的な言動を投げかけてしまった面がある。

以上のような性質を持つがゆえに、こうしたトラブルが「生徒間でよく見られるトラブル」として扱われ、いじめにつながりうることが十分に想定されていなかった可能性がある。また、当該生徒に起因する問題としての側面に焦点が当たる形でのみ、教員側には印象づけられた可能性がある。こうした点への対応はむずかしい課題ではある。しかしながら、要因が当該生徒にあるかのようなトラブルが何度も繰り返すことに注目した場合、教員としては、単にその是正・修正を求めて指導するだけではなく、これは本人の発達特性に根ざすものであり、本人が容易に是正・修正できないものではないか、との仮説的な把握をも思い浮かべて、教員ならびに他の生徒らという周囲の変容が必要なのかかもしれないとの立場に立った指導へと切り替えることも視野に入れば、また異なる事態へと展開する余地があったようにも思われる。

なお、障害の有無について生徒への周知が認められていなかったことが、教員の指導方針に若干のむずかしさをもたらしたことも否めない。いじめ防止対策推進法が施行された当時から、被害者あるいは加害者が特性のある生徒であることも十分予想された事態であって、その対応の難しさも本事案の発生時点以前から予見できた事態であった。

もとより、障害の有無にかかわらず、個性を認め合う学校・学級づくりができていくことが理想的である。他方で、こうしたトラブルでは当該生徒以外の生徒も瞬間的に不快感を覚えることが多い。とりわけ公平な扱いを求める度合いの強い多感な中学生にしてみれば、障害の有無についての情報を知らない中で、教員からの理由を明かさずに我慢を強いるような指導に対して、納得できないと感じるのも当然と言える。そのような状況下では、教員もトラブル発生時の対応において、他の生徒からの反発に対して適切に応じることがむずかしい。また、当該生徒のこれからを考える上でも、トラブルのきっかけとなる言動を抑止するよう指導することに重点が置かれるのも自然の成り行きと言える。

しかしながら、「いじめの初期段階は、よくあるささいなトラブル」として認知されるものであり、「その後エスカレートして深刻ないじめへと発展するかどうかについては、その段階で見極めること」はできないとも言われる⁶。

とりわけ当該生徒の発達上の諸特性も相まって、本事案の前段階となった諸々のトラブルに対して的確に対応することがむずかしかった場合に

⁶ 【引用文献】

国立教育政策研究所『生徒指導リーフ Leaf.19 学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順』（2015）（<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf19.pdf>）

は、周囲の生徒の「友人ストレッサー」や「不機嫌怒りストレス」など、いわゆる「いじめ加害に向かわせる要因として大きい」とされる要因が高まり、「適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）」と、適当な方法（自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかっても言い逃れができそう等）」があれば、直ちにいじめ加害行為に及んでしまうおそれが高い⁷。

したがって、単なる上記のような前段階でのトラブルを、単なる生徒間の行き違いや一時的なケンカなどとして把握・処理するだけではなく、また、当該生徒に起因するものと把握して当該生徒の行動変容を求める指導に終始するのでもなく、いじめ未然防止の観点から慎重かつ組織的に対応することが望ましい。こうした対応が取られたならば、さらなる効果として、保護者の側にしても、わが子および自分自身が責め立てられているように感じる場所が少なくなるようにも思われる。

すなわち、現在のいじめ定義の意味を十分に理解した上で、仮に生徒たちがささいな行為までも「いじめ」と捉えたとしても、『「たった一度であっても、いじめに変わりはない」』『その1回が致命的だったかも知れない』と考えていくことが大切である。確かに『「今までに1～2回」にとどまっているのであれば、そして本人もそれを受け止め切れているのであれば、大騒ぎしなくともよい』とも言えるし、また「人間関係にトラブルは付き物…。特に、社会に出れば、利害の対立するような相手や、反りの合わない相手とも一緒に仕事をする必要があり…。少しくらいの意地悪には負けないだけの耐性を身に付けていくことも大切なこと」であるとも考えられる⁸。

しかし、それらは上記のように、いじめとなるリスクをもつものである。そのため『「組織」による『認知』を機動的に行うため』、校内に『「集約担当」を置くこと』などの組織的な対応が求められるのである。「生徒のささいな変化に気づいたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全てを、日時、場所、関わっていた児童生徒の氏名とともに、『集約担当』に速やかに伝え」、「『集約担当』は、毎日、放課後に、集まってきた情報を整理し、緊急性について仮判断（「組織」を招集して検討、2～3日様子を見る、一過性のトラブルとして記録のみ、等の対応の仮仕分）を行い、校長の承認を得て実行に移し」、「『組織』としての調査等を経て、いじめか

⁷ 【引用文献】

国立教育政策研究所『生徒指導リーフ Leaf.8 いじめの未然防止Ⅰ』（2015）
(<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf08.pdf>)

⁸ 【引用文献】

国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 2004-2006 いじめQ&A』（2009）
(https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime2004_06/ijime2004_06.files/6_tyosa.pdf)

否かを判断…。いじめと『認知』した場合、速やかに教育委員会に報告するというものである⁹。

その上で、安寧で平穏な居場所としての学校・学級づくりを行っていくことが望まれる。それは、「一部の…生徒を想定した取組よりも全員を対象とした取組が合理的かつ効果的」であり、「生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる、そんな場所を提供できる授業づくりや集団づくりが、未然防止になる」との発想に基づく。その上で、「授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくりだす“居場所づくり”」が重要になる。そのなかで「授業中に嘲笑されたり、行事の際にからかわれたりする、といったことが放置されていない…か。…授業についていけなかったり、行事に参加しないで別なことをしていたりする…生徒はいない…か」などを見直すことが重要になる¹⁰。

(3) 事案発生までの本人との関係についての課題

確かに、本事案が発生するまでの出来事を振り返ってみると、事実として当該生徒が引き起こしたトラブルと認定されるものもの少なくない。たとえば、ある生徒が悪口を当該生徒に言った件について、その生徒は、自分は悪口を言ってしまったのは、当該生徒がしつこく追いかけてきたためと弁明した（令和2年9月）。

あるいは、別の生徒が給食時に当該生徒が扱ったおかずを食べないと述べた件について、その生徒は、当該生徒に追いかけられたので、やめてと言ったが、それを聞き入れられなかったために述べたと弁明した（令和2年10月）。

他方、教員の初期の認識としても、当該生徒については必ずしもポジティブなものとは言えないものが少なからず報告されている。たとえば「授業態度が良いとは言えず、私語が多い。そのことについて周りの生徒も本人に注意することがあるが、それに対して当該生徒が悪態をつくこともある」と教員から認識されがちな状況にあったといえる。そのほか「（薬の副作用か）ちよくちよく（授業中に）寝る」「奇声を発する」「物（ドア）を蹴る」などの証言も教員から見受けられる。

こうした背景も作用したことが考えられるが、教員にしてみても、本人への対応や指導が難しいこともあって、周囲の生徒とのトラブルについて

⁹ 【引用文献】

国立教育政策研究所『生徒指導リーフ増刊号 Leaves.3 ー基本方針を実効化する対策組織の構成と運用ー』（2021）（<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves3.pdf>）

¹⁰ 【引用文献】

国立教育政策研究所『生徒指導リーフ Leaf.8 いじめの未然防止Ⅰ』（2015）（<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf08.pdf>）

“当該生徒にも非がある、だから周囲の言動にも一定の合理性がある”というような認識を、明示的ではないにせよ、あるいは無意識に近いところではあったとしても、根底に持っていた可能性がある。

その結果として、周囲の生徒とトラブルが発生した際に、当該生徒への注意・指導に終わるような雰囲気も見えた。一例を挙げれば、当該生徒が、他の生徒から「触らんといて」「近寄らんといて」と言われたと、教員に訴えかけた際、教員からは「ちょっかいをかけるからそういう風に言われるんや」と逆にたしなめられたと、少なくとも本人は認識している。先述のように、当該生徒が他の生徒から与えられる言動を受け止め切れているのであれば、このように訴えかけることはないのではないか。このように訴えかけてくる段階で、その要因が本人と考えられるか否かを問わず、いじめリスクである蓋然性を視野に入れた丁寧な対応が心がけられるとよかったのではないか。

もちろん、周囲の生徒たちに対する配慮も重要・必要であり、教員らの上記の対応は、その表れとも言える。とはいえ、こうした対応の積み重ねは、第1学年（令和2年度）の2学期において、当該生徒に対して周囲生徒からの暴言が増えたことの背景となった可能性、あるいはそうした暴言への抑止が弱まる要因になった可能性がある。

もとより、以上のように当該生徒の言動には一見、不適切にも見える部分は確かにある。しかしながら、その言動についても、一概に抑圧的・消極的に扱うだけではなく、教育的な配慮の下で慎重にとらえ、対応する必要があったのではないか、あるいは、そういう見解や立場も大事だったのではないかと、当部会としては考えている。

つまり、本事案では、当該生徒の学校での態度・様子について「ちょっかいをかける生徒」という認識にとどまっていた。しかし、ちょっかいをかける「困った生徒」というラベルを貼る前に、実は本人こそが「困っている生徒」ではないか、あるいは、ちょっかいの根底には本人のさみしさ等の配慮の必要な要因があるのではないか、という仮説的な見取りをもち、少し立ち止まって考え直すことがあったなら、対応も変わったのではないか。しばしば学校現場における生徒指導の発想転換を促すための合言葉として「困った子ほど困っている子」というフレーズが使われるが、まさにそうした発想転換が重要になる局面であったとも考えられる。

しかしながら実際には、当該生徒に対する教員の認識の中に、授業態度などへの消極的な印象があって、十分に本人の置かれた状況へのアセスメントや指導体制・指導方針が深まらなかった可能性がある。

また、学校においては、本人が課題をもつのは家庭の要因によるところが大きいのではないかという把握・分析以上に教員の認識が深められず、かつ保護者対応のむずかしさに印象が強く奪われ、本人のさみしさなどへ

の配慮や（あるいはそれが配慮したり想起したりしたとしても）十分とは言えず、それが中心的な対応課題・実践課題としては認識されていなかったように思われる。そして、いじめの発生から不登校へという流れをとどめたり、押し返したりする対応を的確に講ずることが難しくなったようにも思われる。

以上の点からすれば、友人とのトラブルを頻発している生徒に気づいた場合、そして、そのトラブルが本人の言動に起因するものと思われた場合には、本人にだけ注意・指導して行動変容を求めるのみならず、発達上の特性についての理解を深めると同時に、本人が有すると思われる要因が真に変更可能なものか、真に本人に責があるものか、その変容を求めるだけでよいのか等を見定めて、より適切な接し方を考えていくことが望ましい。

その際に、教員の経験年数や考え方の違いなどから、課題が見逃されてしまうおそれもある。したがって、可能であれば複数の教員の視点によって、組織的に注意深く吟味したうえで、トラブルおよびその要因に潜む発達上の課題や対応策を検討する必要がある。

（４）事案発生以後から現在までの本人との関係

現在、当該生徒は登校することができ、元気も回復しているとのことである。学校の対応についても、本事案発生以後、慎重かつ迅速な対応が試みられていると言える。

たとえば令和４年７月、授業中、当該生徒が居眠りしていたので、友人たちが声掛けをして起こそうとした際に本人が起きなかったため、生徒１名が不適切な暴言を浴びせかけた。これに対して、その場に居合わせた授業担当教員が直ちに指導したのち、授業終了後に学年打ち合わせを実施して教員間で共通理解を図り、その後、学年主任・生活指導部長・特別支援担当教員によって、暴言を与えた側の生徒を指導したという。その結果、当該生徒もその生徒からの謝罪を受け入れ、また後日、双方の保護者および教員も交えた謝罪会も別途開催されている。ただし、代理人弁護士も、いじめに関する被害者・加害者間の学校での謝罪の場に同席していたが、多くの生徒が当該生徒にも原因があったとの認識を有していたことに、違和感を覚えたとのことである。

このように、仮に周囲の生徒が、当該生徒の言動に対する瞬間的・感情的に、あるいは反動的に不適切な言動を示してしまった場合においても、「お互い様」＝「当該生徒にも非がある」という考え方だけにとらわれることなく、当該生徒に与えられた精神的な苦痛にしっかりと目を向けて、徹頭徹尾その治癒・回復に重点を置いた対応、そしてトラブル自体の再発の防止、さらにはいじめ未然防止につながるよう努めていると言える。

なお、今後、関係生徒と当該生徒との関係性については、よりいっそう注意して見守っていく必要がある。結果的には当該生徒も登校することはできているが、関係生徒との関係性の修復が進んだというよりも、学校側が丁寧な見守り体制と迅速な対応に努めているから、状況が小康状況なのではないかとも考えられる。今後、周囲の生徒が当該生徒の発達特性を適切に理解し、また対応を変容するよう促すと同時に、当該生徒本人もソーシャルスキルを向上させていくことが望ましい。ただ、その具体的な方法については十分に判明していないところもあり、必ずしも当該校の教員の責任にのみ負わせることは妥当ではない面もあるので、市教委や関連機関との連携・協力を進めて、本人や学校に対する支援体制を、いっそう整えていくことが必要である。

第6章 提言

第1 小学校から中学校への情報提供

当該生徒については、卒業小学校在籍時の2019（令和元）年5月17日に障がい等級3級の障がい者手帳が交付されており、卒業小学校においても特別支援学級在籍の必要性の検討がなされるべきであった。また、当該生徒に関する卒業小学校から当該校への引き継ぎ事項では、保護者対応に関する情報が先行し、当該生徒本人について発達上の特性が見られたのに、特別支援教育の観点からの検討がなされていなかった。そのため、卒業小学校から当該校への引継ぎがなされていなかった。今後、卒業小学校から当該校への引継ぎのみならず、一般的に小学校から中学校へは、特別支援教育の必要性を検討したか、特別支援学級在籍について保護者と相談したことがあるか、特別支援学級在籍としなかった理由についても必要に応じて引き継がれるようにすることが必要である。

また、当該校では、学級担任が入学式当日に父から当該生徒が障がい者手帳をもっていることを告げられており、当該校としては、卒業小学校からの引継ぎになかったとしても特別支援学級在籍についての検討をすべきであった。今後、当該校のみならず、各小中学校においては特別支援学級在籍でない児童生徒の特性についても把握に努め、本事案のように保護者からの情報提供があった場合、管理職をはじめ教職員は、特別支援教育コーディネーターを中心として、特別支援教育の要否の検討、保護者との相談をするように努めるべきである。

小学校から中学校への申し送りに際して、市教委は、特別支援教育の必要性がある児童についての申し送りに留意するように周知すべきである。

第2 いじめ予防について

本事案で、認定されたいじめの事実にいたるまでに、当該生徒の周辺ではさまざまな人間関係のトラブルがおきている。その結果、迷惑をかけられたと感じた生徒は当該生徒を否定的に見て排除する流れになった。その経過の中では、教職員の当該生徒の発達上の特性についての理解が十分でなく、周辺生徒の反応は当該生徒が招いたものという認識があった。いじめ全般に対する見方においてもいじめられる児童生徒にも問題があるという見方は正しくない。ましてや、特別支援教育の必要性が考えられる児童生徒については、まず本人理解が必要であり、そのうえで当該生徒の言動・行動について被害を防止する観点で指導し、周辺生徒についてもいじめはいけないという指導と当該生徒と折り合いをつける方向の指導が必要であったと考えられる。中学校では教科担任制であることもあり、学級担任を中心として、いじめ対策委員会や生活指導部を通じた組織的な検討の中で指導方法を見出すこと、その際にも、提起する学級担任が特別支援教

育の観点をもってすることが必要である。本事案では、1年生3学期にいたるまで、授業中の事象や学級日誌の記載を通じて、手帳を持っていることを知らされた学級担任が当該生徒の発達上の特性が現れていることに気づく機会があった。しかし、その機会が組織的検討に付されなかったことから、当該校の調査でも12名の生徒が関係する事態となったものである。本事案では、隠れた事実を学校が認知するというより、現れてきた事象から学校がいじめ事案として認知することがなかったこと、および発達上の特性を踏まえた指導方針を組織的に検討することがなかったことから重大事態にいたったと考えられる。今後、当該校のみならず、各小中学校においては、いじめ予防の指導にあたっては、発達上の特性の理解を踏まえ、かつ組織的に検討・対応することが必要である。

第3 事案発生後の学校の対応について

事案発生後に当該校では、校長がリーダーシップを発揮し、保護者対応の中心となる一方、当該生徒の主治医との面談、代理人弁護士との協議、校内でのいじめ対策委員会の開催と職員集会を通じての情報共有をして、組織的対応を図ってきたことが認められる。

特に、令和3年4月7日に当該校から本事案についての対処方針を示しているが、2年生進級のタイミングであったこと、および当該生徒本人の視点から見て登校再開をするための措置であったことが、時期的にも内容的にも適切であり、その実践が登校再開につながったと考えられる。なお、同対処方針の中で⑦当該生徒の特性に対する周囲（教師・生徒）の周知の是非について、教職員について4月当初に研修を行い、生徒の情報を提供するとあるが、こうした機会に特別支援教育についての研修と今後特別支援学級在籍を検討すべき生徒がいた場合の取り扱いについての周知も必要である。

本事案発生は当該生徒1年生3学期であったところ、2年生進級にあたって関係生徒とクラスを分ける措置や事案発生後にわかってきた発達上の特性や家庭環境の理解を教職員が共有することを通じて、新たな学年では周囲の生徒の理解も進み、当該生徒が登校できるようになった。関係生徒に対しても謝罪会を設けるなど、いじめ指導もしており、当該生徒の安心感も生じているようである。

いじめによる不登校の場合、学校と当該生徒および保護者との関係修復が進まず、不登校の長期化や転校にいたる場合もある。本事案で当該生徒が登校再開できたことは、今後の当該校のみならず、各小中学校での参考となるものであり、市教委としても好事例として適切に紹介することが望ましい。

「3 第三者委員会からの提言」に対する対応

- (1) 各小中学校において、特別支援学級在籍でない児童生徒の特性についても把握に努め、本事案のように保護者からの情報提供があった場合、管理職をはじめ教職員は、特別支援教育コーディネーターを中心として、特別支援教育の要否の検討、保護者との相談を行うよう努めるべきである。

小学校から中学校への申し送りに際して、市教委は、特別支援教育の必要性がある児童生徒についての申し送りに留意するように周知すべきである。

【対応】

各校においては、児童生徒理解のための共通理解の場をもち、教職員が児童生徒一人ひとりの特性の把握と共通理解を図り、特別支援学級在籍の児童生徒だけではなく、通常学級に在籍しているLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症などの障がいのある児童生徒に対し適切な支援・指導が行えるよう努めているところです。

大阪市教育委員会といたしましては、特別支援教育に関する巡回指導を実施しており、巡回アドバイザーや指導主事が学校を訪問し、特別支援学級在籍でない児童生徒への支援・指導についても、教員への指導助言を行っております。また、保護者から児童生徒の発達上の特性に関する情報提供があった場合は、各校で特別支援教育コーディネーターを中心に児童生徒の状況等の共通認識をもてるよう校園内委員会を開催し、対象児童生徒に対する特別支援教育の要否を検討するとともに、保護者及び関係機関と連携し「個別の教育支援計画」を作成し、組織的・計画的に支援・指導を行うよう各校に周知しております。また、「特別支援教育コーディネーター研修」を毎年実施し、各校において適切な支援・指導が行えるよう指導助言を行っております。

今回の提言を受け、各校において、特別支援学級在籍でない児童生徒の発達上の特性についての把握や特別支援教育の要否の検討等について、より一層適切に行うことができるよう引き続き各校への指導助言に努めてまいります。

また、小学校から中学校への申し送りに関しましては、小中学校間での綿密な児童生徒理解の連携を行うよう指導部初等・中学校教育担当より例年2月末に通知しており、加えてインクルーシブ教育推進担当より特別支援教育の必要性がある児童生徒に関する「個別の教育支援計画」等の校種間における引き継ぎについて、年度当初に行う「特別支援教育の事業説明会」において、各校へ周知しております。

今回の提言を受け、なお一層各校に対し、きめ細かな情報交換を行うよう校長会や教職員対象の研修会等において周知徹底に努めてまいります。

- (2) 各小中学校においては、いじめ予防の指導にあたっては、発達上の特性の理解を踏まえ、かつ組織的に検討・対応すること。

【対応】

今回の提言を受け、各校において児童生徒の発達上の特性の理解を踏まえたいじめ予防の指導について、毎年行う研修内容に盛り込むとともに、いじめ予防の指導が組織的に検討・対応されるよう、大阪市教育委員会といたしましても改めて指導助言に努めてまいります。

- (3) 本事案で当該生徒が登校再開できたことは、今後の当該校のみならず、各小中学校での参考となるものであり、市教委としても好事例として適切に紹介することが望ましい。

【対応】

大阪市教育委員会といたしましては、本事案を含め、学校現場における様々ないじめ事案を分析し、管理職研修や教職員研修等の研修内容の充実を図り、いじめの未然防止や早期発見、早期対応及び再発防止に向け取り組んでまいります。